

平成24年8月31日 判決言渡及び原本交付 裁判所書記官 森野陽佑

平成24年(ハ)第323号 不当利得返還請求事件

(平成24年7月20日 口頭弁論終結)

判 決

山口県 [redacted]

原 告

[redacted]

同訴訟代理人弁護士

田 邊 一 隆

京都市 [redacted]

被 告

アイフル株式会社

同代表者代表取締役

[redacted]

主 文

- 1 被告は、原告に対し、126万2527円及びうち98万9054円に対する平成24年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 本判決の第1項は、本判決が被告に送達された日から14日を経過したときは、仮に執行することができる。

ただし、被告が、126万円の担保を供するときはその仮執行を免れることができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文第1項同旨

第2 当事者の主張

1 請求原因

(1) 当事者

被告は、平成23年7月1日に株式会社ライフ(以下「旧ライフ」という。)を吸収合併した貸金業者である。

原告は、旧ライフ及び被告との間で、金銭消費貸借取引をしていた者である。

(2) 被告との取引（以下「本件取引1」という。）

取引開始日 平成10年11月27日

取引終了日 平成16年10月5日

取引の経過 別紙計算書1のとおり

(3) 旧ライフとの取引（以下「本件取引2」という。）

取引開始日 平成9年12月12日

取引終了日 平成21年12月16日

取引の経過 別紙計算書2のとおり

(4) 悪意の受益者

本件各取引に係る基本契約の利息は、利息制限法の制限利率を超えるものであった。

貸金業者である旧ライフ及び被告は、利息制限法を超過する利息の約定は制限超過部分について無効で、超過部分の弁済は元本に充当され、元本完済後は法律上の原因のない利益として返還を求められることを知っていたから、過払が生じた場合は、被告は悪意の受益者に該当し、前記過払金が発生するごとに利息が発生し、その利率は年5分である。

(5) 不当利得（過払い）

本件各取引について利息制限法の制限利率で引き直し計算をすると、本件取引1について、別紙計算書1のとおり過払金元金が34万8034円、平成24年4月30日の時点で利息が13万1776円生じており、本件取引2について、別紙計算書2のとおり過払金元金が64万1020円、平成24年4月30日の時点で利息が14万1697円生じており、被告は上記各金員を法律上の原因なく取得している。

(6) まとめ

よって、原告は、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金元金及びその利息の支払を求める。

2 請求原因に対する認否等

- (1) 請求原因(1)は認める。
- (2) 同(2), (3)は否認する。
- (3) 同(4)は否認する。

旧ライフ及び被告は、原告と取引をしていた当時、平成18年法律第115号による改正前の貸金業法(以下「貸金業法」という。)17条1項及び18条1項に規定する書面を顧客に交付する一般的な業務態勢を構築していたので、貸金業法43条1項の適用が認められるとの認識を有していたことについてやむを得ないといえる特段の事情があったものというべきである。

被告が悪意の受益者に該当するとしても過払利息の支払義務が発生する日は、訴状送達の日翌日である。

- (4) 同(5)は、否認する。

別紙計算書1, 同2は、過払金から生じた利息を先に借入金債務に充当しているが、過払金の利息から先に充当する理由はなく、計算方法が不当である。

- (5) 同(6)は争う。

3 抗弁

本件取引1について被告は、悪意の受益者ではないから、現存利益を返還すれば足りる。

4 抗弁に対する認否

否認する。

第3 当裁判所の判断

- 1 請求原因(1)は当事者間に争いがない。
- 2 甲1によると本件取引1の取引経過は別紙計算書1記載のとおり、甲2によ

ると本件取引2の取引経過は別紙計算書2のとおりと認められ、請求原因(2)、(3)が認められる。

3 請求原因(4)について

- (1) 貸金業法43条1項の趣旨等からすれば、貸金業者は、同項が適用されない場合には、利息制限法の制限超過利息は貸付金の残元本があればこれに充当され、残元本が完済された後の過払金は不当利得として借主に返還すべきであることを十分に認識していたものと認められる。

そうすると、貸金業者が利息制限法の制限超過部分を利息の債務として受領し、その受領につき同項が適用されない場合には、当該貸金業者は同項の適用があるという認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、民法704条の悪意の受益者であると推定される。

- (2) 本件についてこれをみると、原告の各弁済について、貸金業法43条1項が適用されること又は上記特段の事情があると認めるに足りる証拠はない。したがって、被告は悪意の受益者であると認められるので、請求原因(4)が認められる。

4 請求原因(5)について

被告は、過払金の利息をその後に発生する新たな借入金債務に充当する理由がないと主張するが、当事者間の公平を考えると、弁済が費用、利息、元本の順に充当される(民法491条)ことに対応して、過払金も利息、元本の順に借入金に充当されると解するのが相当であり、当事者もそのように合意しているものと推認するのが相当である。

以上の検討を踏まえ、取引履歴(甲1、甲2)にしたがって利息制限法所定の制限利率で引き直し計算をすると、別紙計算書1及び同2のとおりとなるから、請求原因(5)が認められる。

5 抗弁について

被告は悪意の受益者であると認められるから、被告が悪意の受益者に該当しないことを前提とする抗弁には理由がない。

第4 結論

以上から、原告の請求は理由があるから認容することとし、主文のとおり判決する。

周南簡易裁判所

裁判官 西 村 公 宜

これは正本である。

平成24年8月31日

周南簡易裁判所

裁判所書記官

森 野 陽

